

岡山県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 【条 例】 ○ 岡山県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 【解 説】 ○ 公布した条例の解説		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
		議会事務局総務課 総務学事課		担当課（室）
			目次	
			担当課（室）	

令和2年6月30日 岡山県公報 号外

岡山県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

岡山県議会の議員の議員報酬の月額は、令和二年七月一日から令和三年六月三十日までの間において、岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同項に定める額とする。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について

現下の社会経済情勢に鑑み、岡山県議会の議員の議員報酬の特例措置を講ずるものである。